
大分市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要版

令和8年（2026年）6月

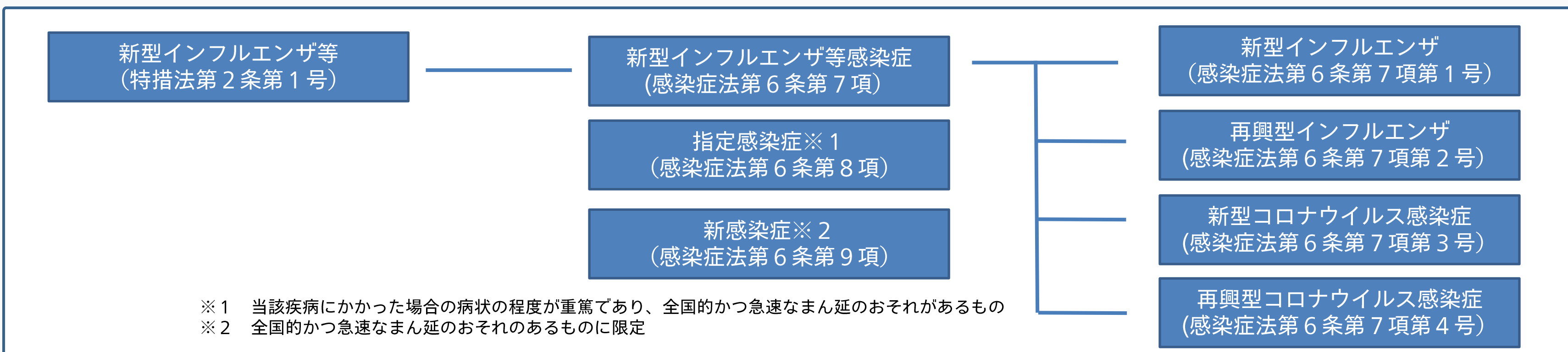
大分市

■計画改定の趣旨

「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づき、感染症危機に対応するための平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25年12月に策定した。

今般、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応における課題等を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、令和7年5月に「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が改定されたことに伴い、市行動計画の全面改定を行う。

■特措法の対象となる新型インフルエンザ等



■改定のポイント

新型インフルエンザ等対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

1 対策項目の拡充

●対策項目を現行の6項目から13項目に拡充

※下線部が拡充項目

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ①実施体制 | ⑧医療 |
| ②情報収集・ <u>分析</u> | ⑨ <u>治療薬・治療法</u> |
| ③サーベイランス | ⑩ <u>検査</u> |
| ④情報提供・共有・ <u>リスクコミュニケーション</u> | ⑪ <u>保健</u> |
| ⑤ <u>水際対策</u> | ⑫ <u>物資</u> |
| ⑥まん延防止 | ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保 |
| ⑦ <u>ワクチン</u> | |

2 時期区分の見直し

- 時期区分を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて設定

準備期（平時）

- 新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、予防や事前準備など備えに取り組む時期

初動期

- 感染症の探知・国の公表を経て、特措法に基づく対策本部設置等の初動対応にあたる時期

対応期

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す

■各対策項目の主な取組

1 実施体制

平時には、各部局において関係機関と緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておくほか、大分市健康危機管理対策連絡会議等を通じて、準備状況の確認などを行い、取組を推進する。有事に、政府対策本部が設置された場合には、速やかに市対策本部を設置し、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげる。

準備期

- ・市行動計画等の作成や体制整備・強化
- ・実践的な訓練の実施
- ・国及び県等との連携の強化

初動期

- ・関係部局で情報共有を行う
- ・市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める
- ・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める

対応期

- ・特措法に基づく市対策本部の設置
- ・市民生活や地域経済活動に関する情報等を継続的に共有
- ・必要な財政上の措置
- ・緊急事態措置に関する総合調整
- ・政府対策本部が廃止されたときは、市対策本部の廃止

2 情報収集・分析

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要である。感染症の発生状況や対応状況、疫学情報、感染症の特徴や臨床像、病原体の性状等のほか、医療提供体制や人流、市民生活および市民経済に関する情報を収集し、分析する。

準備期

- ・ 有事に備えた情報収集の体制整備
- ・ 情報収集のDX推進
- ・ 情報セキュリティの強化

初動期

- ・ 情報収集・分析体制の確立
- ・ 情報分析に基づくリスク評価
- ・ 市民等への情報提供

対応期

- ・ 情報収集・分析・リスク評価の継続
- ・ 国の方針や地域の実情を踏まえた、調査対象範囲や項目の見直し
- ・ 流行状況やリスク評価に基づいた感染症対策の見直し
- ・ 市民等への情報提供

3 サーベイランス

感染症の予防と対策に還元するため、感染症の発生動向の推移、病原性及び感染性等あらゆる情報からリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげる。

準備期

- ・ 感染症サーベイランス体制の構築やシステムの整備
- ・ 指定届出機関における患者の発生動向から県市内の流行状況を把握
- ・ 関係機関との情報共有体制の整備
- ・ 本市のサーベイランス情報を市民等へ提供・共有

初動期

- ・ 感染症サーベイランスの実施
- ・ 感染症サーベイランスの分析結果を、市民等へ分かりやすく提供・共有

対応期

- ・ 適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討
- ・ 感染症サーベイランスの分析結果や臨床像を、市民等へ分かりやすく提供・共有

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

準備期

- ・ 平時における市民等への感染症に関する情報提供・共有
- ・ 市と県との間における感染状況等の情報提供・共有
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

初動期

- ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有
- ・ コールセンター等の設置
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

対応期

- ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有
- ・ コールセンター等の体制強化
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

5 水際対策

国が実施する検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を確認し、患者等の人権への配慮や、市民生活及び社会経済活動に与える影響などの情報収集を行うとともに、検疫措置に対して必要に応じて協力を行う。

準備期

- ・ 検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図る

初動期

- ・ 国と連携して、居宅等待機者等に対して健康監視を実施

対応期

- ・ 状況の変化を踏まえつつ、初動期の対応を継続
- ・ 国が決定、変更する水際対策について、情報収集を行い、必要に応じて市民等への広報を行う

6 まん延防止

対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事においては、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、国が決定する緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期

- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る
- ・ 有事の対応等について、平時から理解促進を図る

初動期

- ・ 市内でのまん延防止対策の準備

対応期

- ・ 患者や濃厚接触者への対応
- ・ 基本的な感染対策に係る要請
- ・ 事業者に対する要請
- ・ 臨時休業等の要請への対応

7 ワクチン

国における開発・生産はもとより、接種に当たって、国及び県と協力し、円滑な接種体制の構築を行う。

準備期

- ・ 国、県のほか、医療機関や事業者等と必要な準備、確認を行う
- ・ 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する

初動期

- ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築する
- ・ 準備した資材について、適切に確保する
- ・ 接種予定数の把握及び接種の勧奨方法や予約の受付方法の検討

対応期

- ・ ワクチンや必要な資材の供給調整
- ・ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う
- ・ 健康被害が生じた場合の予防接種と健康被害との因果関係について審査を行う
- ・ 予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う

8 医療

県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。また、有事には、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。

準備期

- ・ 新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備
- ・ 有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う
- ・ 医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用を定期的に確認

初動期

- ・ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等
- ・ 県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知

対応期

- ・ 国の要請に基づき、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談に対応する相談センターの対応人数や電話回線数、開設時間の拡大等体制を強化し、市民等へ周知
- ・ 自宅療養等において、経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制の確保

9 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬を迅速に必要な患者に投与できるよう、平時より県と連携体制を確認していく。

準備期

・ 県は、国等が示す新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等や医療従事者等、県民等に対して迅速に提供・共有し、本市はこれらの取組に連携・協力する

初動期

・ 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者を含め、十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導

対応期

・ 県は、国から提供された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、住民等に対して迅速に提供し、本市はこれらの取組に連携・協力する

10 検査

状況の変化に合わせて、検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び検査実施数について定期的な報告を県に行い、県と連携して検査体制の拡充を行う。また、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、市民生活の維持を目的として検査を利活用することの是非について、技術的な観点に加え、市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行う。

準備期

- ・ 県衛生環境研究センターと連携し、検査の精度管理に取り組み、有事に速やかに検査体制の拡大を実施できる体制を整備
- ・ 研修や訓練を通じた検査体制の維持及び強化
- ・ 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

初動期

- ・ 県衛生環境研究センターから提供された検査マニュアルを基に、検査手法を導入
- ・ 国及び県の方針決定に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく情報提供

対応期

- ・ 検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び検査実施数について定期的な報告を県に行い、県と連携して検査体制の拡充を行う
- ・ 厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、検査実施の方針を必要に応じて見直す

1 1 保健

感染症有事には、地域における情報収集・分析を行い、実情に応じた感染症対策を実施する必要があるため、発生に備え平時から、関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことで、市民の生命及び健康を保護する。

準備期

- ・人材の確保
- ・業務継続計画を含む体制の整備
- ・研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築
- ・保健所の体制整備
- ・DXの推進
- ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

初動期

- ・感染症有事体制への移行の準備状況を把握
- ・市民等への情報提供・共有の開始

対応期

- ・有事体制への移行
- ・感染症対応業務の実施
 - 相談対応、積極的疫学調査
 - 健康観察、生活支援
- ・感染状況に応じた取組
 - 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

1 2 物資

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、医療機関等を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。また、有事には、需給状況を把握し、不足が懸念される場合は、国及び県に支援を要請し、備蓄を供給できる体制を整える。

準備期～初動期

- ・ 感染症対策物資等を備蓄
- ・ 備蓄状況等の定期的な確認

対応期

- ・ 県及び関係機関と連携して必要な感染症対策物資等の確保、備蓄状況の確認、及び円滑な供給体制の維持に努める
- ・ 備蓄物資等の不足時における関係機関との相互協力

1 3 市民生活及び市民経済の安定の確保

平時には、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。有事には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

準備期

- ・ 関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備
- ・ 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨
- ・ 火葬体制の構築

初動期

- ・ 県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備

対応期

- ・ 心身への影響に関する施策の実施
- ・ 事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市民経済の安定を図るため、必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる
- ・ 水道水の安定的かつ適切な供給